
『マッピングシートの チェックについて』



2016年 4月

流通BMS協議会

マッピングシートのチェックについて

流通BMSは小売業と卸売業・メーカーとの間の、新しいメッセージ交換手段として標準化されました。現在ではDCやTCを持つ大手小売業だけではなく、簡易TCや各店舗納品運用を実施している小売業の導入も着実に増えてきています。

このように流通BMS利用の裾野が広がる中、近年“標準外利用”と思われる事例が増加しています。これは、卸売業・メーカーにとって大きな負担となり、普及拡大を阻む原因の一つになっているのが現状です。

また、小売業にとっても、自社の仕様が標準に則しているかどうか、客観的に判断するのは困難であり、意図せず標準外となるケースも存在します。そのため、取引先に対し、流通BMSの導入を積極的に推進することは容易ではありません。

そこで、流通BMS協議会では、希望する企業に対しマッピングシートが標準に沿っているかどうかのチェックを行う体制を整備し運用を開始しました。チェックを希望する企業は、次ページ以降の内容を確認の上、協議会までご連絡ください。

※このチェックは流通BMS導入にあたって必須のものではありません。

また、既に流通BMSを導入している企業の運用を制約するものではありません。

マッピングシートチェックのメリット

◆小売業にとってのメリット

- ◆ 標準に沿っている企業名・メッセージ名を協議会webページ上に公開

※標準外と認められたものについては、公開されません。

- ◆ 標準に沿っているマッピングシート・配布資料等に流通BMSロゴマークを使用可能

- ◆ 流通BMS ロゴマーク



◆卸売業・メーカーにとってのメリット

- ◆ 流通BMSの標準に沿っているか、客観的な判断が可能

マッピングシートチェック体制と運用方法（1/4）

◆ 審査対象

◆ 新規導入メッセージ

- ◆ 既に導入済のメッセージについても事後申請を受け付けます。
ただし、審査期間については、新規導入メッセージの審査を優先するため、
下記と異なる場合もあります。

◆ 審査期間

- ◆ 3メッセージ（発注・出荷・受領）の場合：約 1～4週間（申込状況による）
- ◆ 4メッセージ以上の場合：要相談

※マッピングシート提出の1か月前までに申請書をお送りください。

◆ 審査委員

- ◆ 正会員団体に所属する、流通BMS導入済卸売業・メーカー企業の
経験豊富なシステム担当者。

※委員に対しては依頼企業等の情報は明かされません。また、委員企業も全て非公開となります。

◆申請方法

- 流通BMS協議会webページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、流通BMS協議会 事務局宛てにお送りください。

- マッピングシートチェックについて

http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/active/mapping_check.html

- 宛先：ryutsu-bms@dsri.jp

※審査委員の確保等の都合上、マッピングシートをご送付いただく
1か月前までにあらかじめ申請書をお送りくださるようお願いいたします。

- 申請対象者：小売業EDI担当者

- ✓ IT企業による代理申請も可能とするが、
申請様式の実行者欄には、必ず小売業のEDI責任者を記載する。

◆ 審査結果の公表

◆ 流通BMS協議会のwebページに、標準仕様に準拠と判断した申請のみ掲載する。

- ◆ 掲載事項：企業名称・メッセージ種
- ◆ 掲載場所：協議会webページ上

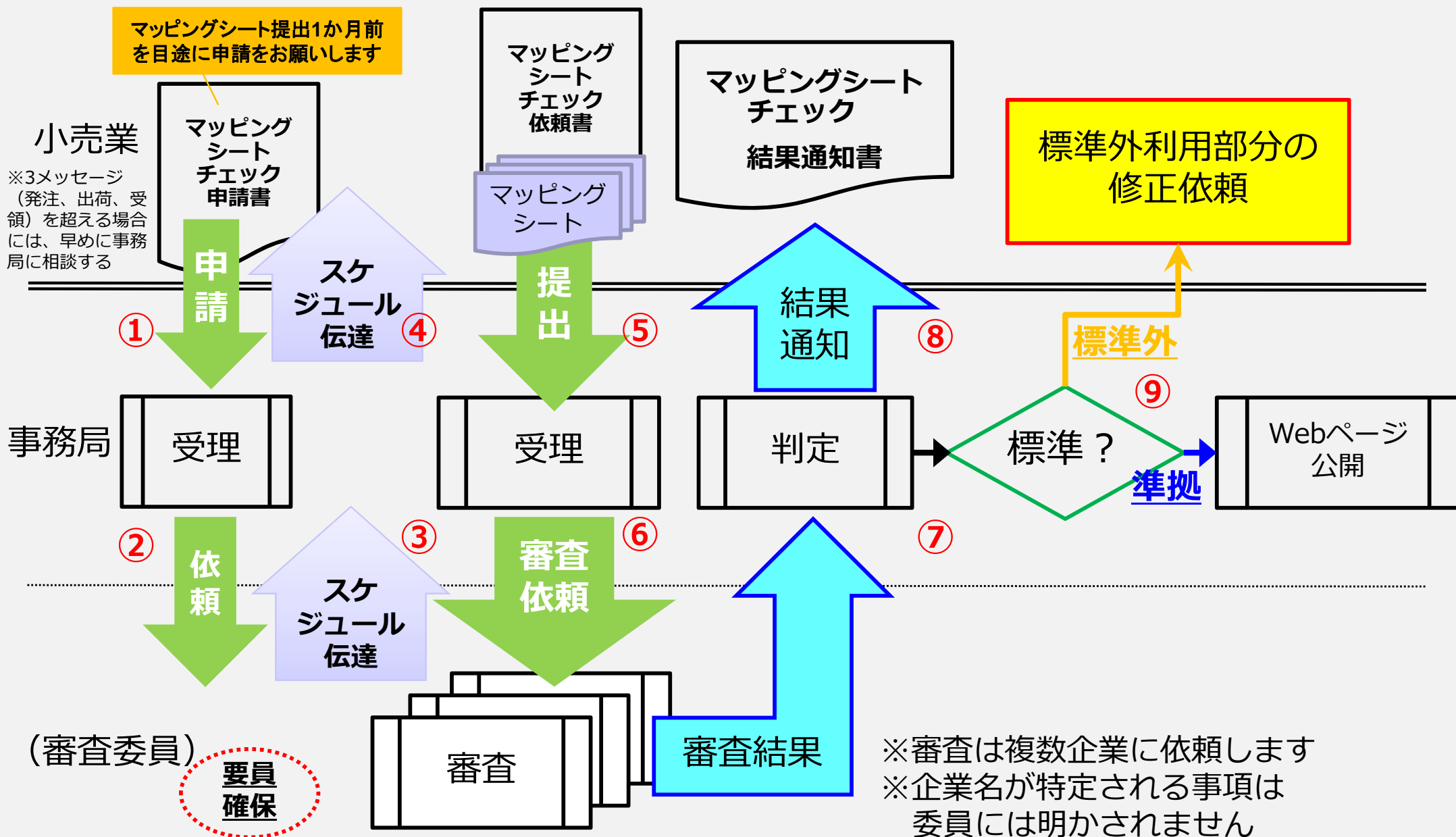
「流通BMS 標準準拠企業・メッセージ（近日公開予定）」

- ◆ 標準に則している証として、マッピングシートや取引先説明会用資料（使用箇所には制限有）に、流通BMSロゴマークの使用を可能とする。



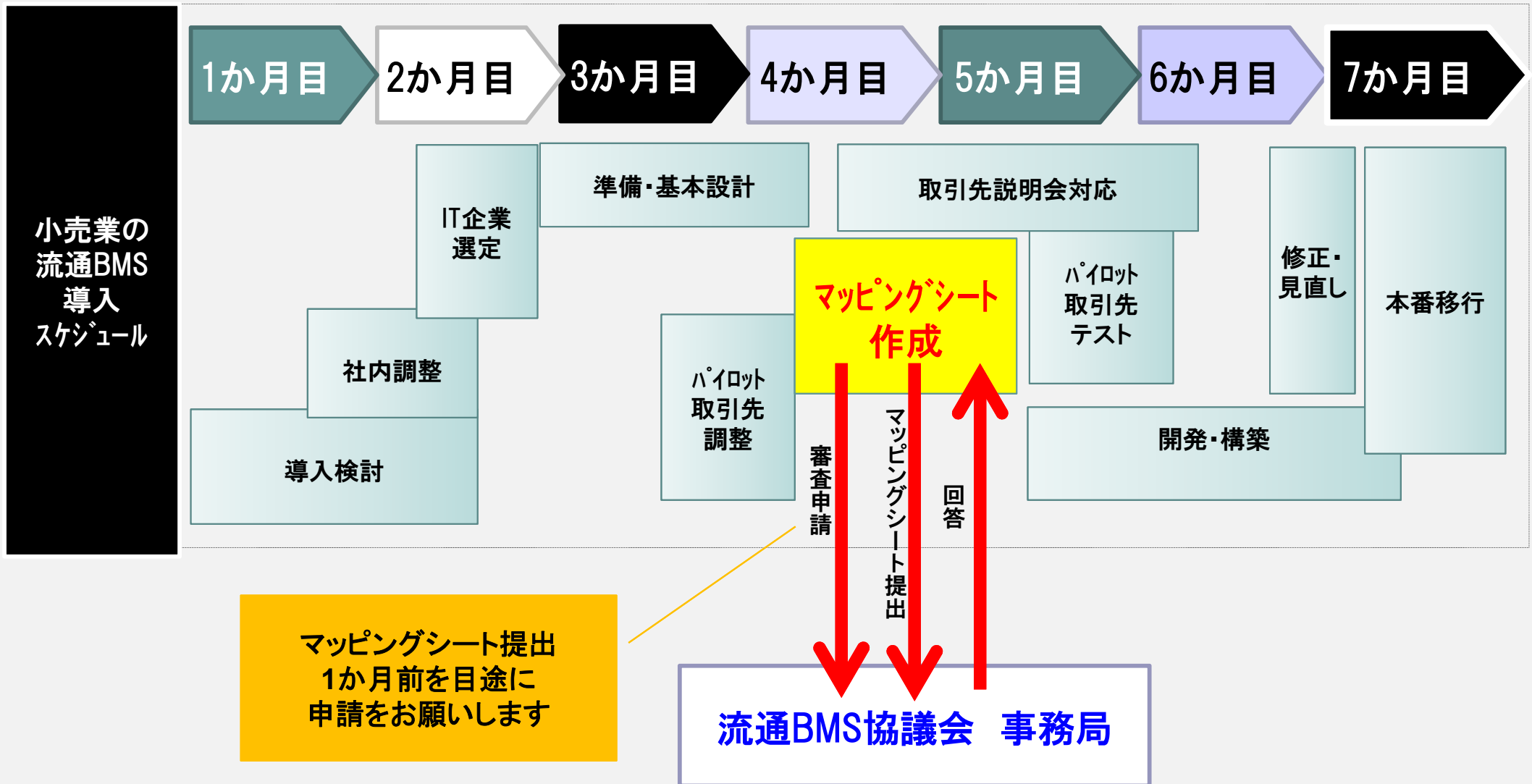
マッピングシートチェック体制と運用方法 (4/4)

◆申請→審査→結果通知 フロー



※審査は複数企業に依頼します
※企業名が特定される事項は委員には明かされません

<参考> 流通BMS導入スケジュールとチェックタイミング



※開発工程上、取引先説明会実施前にチェックすることを推奨します。



<http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/>